**著作権についての説明書（第１版）**

　基礎講座や本講座等で配布しているイラストは，イラストレーターとの間で，著作権についての契約書を締結したうえで購入しているものであり，当該契約の中で，イラストレーターの方には，当該イラストが，著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを約束していただき，万が一，この約束に違反があった場合は，追加費用なしで，イラストの再制作をしていただけるよう，適切な契約をしております。

　しかしながら，著作権は，不動産のような強い効力のある登記制度・登録制度がありません。

　そのため，たとえば，東京在住のイラストレーターと，北海道在住のイラストレーターが，ほぼ同時期に，似たようなイラストを制作することはあり得ることであり，この場合は，お互いに，そのイラストの著作権を持つことになります（そもそも著作物性がないような場合を除きます。）

　しかし，この場合に，東京のイラストレーターが，このイラストを公表したところ，北海道のイラストレーターが，東京のイラストレーターに対して，著作権侵害だと主張して訴える可能性がゼロではありません。この場合，東京のイラストレーターは，北海道のイラストレーターのイラストを全く参照すらしていないため，著作権侵害はありません。したがって，北海道のイラストレーターの主張は認められませんので，この点は安心ですが，こういったトラブルに巻き込まれるおそれは，無いとは言えません。また，イラストレーターが参照したものを，事前に全て確認することは不可能です。

　その意味で，完全な著作権を保証できるものではないことを予めご了承ください。この点は，イラスト以外の著作物についても同様です。

　ご不明な点がございましたら，遠慮なく，お問い合わせください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上